

説明員入替えのため、1時半再開といたします。

〈午後1時25分 休憩〉

〈午後1時30分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、加藤康太郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。〔9番 加藤康太郎君登壇〕

○9番（加藤康太郎君）

みらい創造クラブの加藤康太郎です。

発言通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

1、糸魚川市公共施設等総合管理指針について。

令和3年3月18日に改定された公共施設等全体の管理に関する上位計画である「糸魚川市公共施設等総合管理指針」では、公共施設、インフラ資産の今後40年間の更新費用総額（推計）は、2,459億9,000万となり、1年当たり61億5,000万円になります。

当市の長期財政見通しでは、投資的経費は、年30億円を下回る見込みのため、将来にわたり現有する公共施設等をこのまま維持していくことは困難であり、人口減少が進む中、市民1人当たりの負担もさらに大きくなります。さらに、更新費用総額の約半分を占めるインフラ資産は、重要な生活基盤でもあり、総量を減らすことは難しいため、市が保有する施設面積が過大（人口1人当たりの公共施設延べ床面積が平均の約2倍）である公共施設の適正化を、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に合わせながら、今後40年間、どう図っていくのかが、当市が「30年先も持続可能なまち」であり得るかどうかの最重要課題であると考えます。

(1) 市民との合意形成を図りながら、課題解決のための実効性のある全庁的な取組体制と、今後の実施方針と具体的な計画を伺います。

(2) 市有資産（土地及び建物）の有効活用に向けた取組を推進するため、「資産有効活用市民等提案制度」を検討する考えはないか、伺います。

2、糸魚川市入札・契約制度について。

(1) 令和3年度における入札・契約制度の主な変更点と、変更の経緯と目的を伺います。

(2) 毎年度の入札・契約制度の変更などの検討や決定は、どのようなフローで行われていますか。また、会議の構成員を伺います。

(3) 多様な観点からも継続して、入札制度及び事務執行手続の改善が図れるよう「入札制度改善検討委員会（案）」のような体制が必要と考えますが、設置についてのお考えを伺います。

(4) 入札及び契約の過程、並びに契約の内容の透明性を確保するためには、中立・公正の立場で客観的に、入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等の第三者の監視を受けることが有効と考えます。「入札監視委員会（案）」の設置についてのお考えを伺います。

3、官製談合事件の再発防止における糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針について。

(1) 平成26年に策定された糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針には、「これからは、従来の対症的な対策のほか、不祥事発生の背景に重点を置いた対応、並びに、長期的な視野に立った組織の健全な活動の促進（コンプライアンスの取組）」とあります。さらに、「コンプライアンス（法令遵守）の中心は、組織的な対応や取組にあり、不祥事が発生し得ることを前提として、業務上の様々なリスクを回避するために守るべき『行動規範』を定めるなど、不祥事を起こさない、起こさせない職場環境を整備しておくことが、コンプライアンスの中核となる」と記載されています。また、「自らの職場で想定される不祥事について問題意識を持ち、それらを防止するための対策を講じ、形骸化しないように継続していくことが、不祥事防止につながり、不祥事防止の鍵は、職場を管理し、部下の意識を左右する管理監督者が握っています」とあり、あわせて、「管理監督者の心構えには、『他の自治体の不祥事を教訓とする』」とありますが、新潟県内で続いた官製談合事件の教訓が生かされず、組織的に防止するための対策、対応、取組が進まなかったことが、今回の官製談合事件の背景にあると考えますが、不祥事防止のための行動指針に照らしての見解を伺います。

(2) 事件の原因究明を行い、再発防止を図るため、「官製談合再発防止対策本部」を設置する考えはないか、伺います。

4、第3次糸魚川市総合計画の策定について。

(1) 総合計画審議会より、令和3年11月をめどに基本構想（案）・基本計画（案）として、市長に答申、令和3年12月市議会定例会での基本構想提案・議決を目指して、本市の考え方を示す最上位計画である第3次糸魚川市総合計画の策定に向け、審議されていますが、現在の進捗状況と今後のスケジュールを伺います。

(2) 市長が考えるまちづくりの方向性が明確に見えるよう、重点戦略事業として計画に記載するとあります。市長が考えるまちづくりの方向性を伺います。

(3) 計画策定の方針として、数値による計画の進捗管理として、KGI（重要目標達成指標）とKPI（重要業績指標）を掲げています。

KGIを達成するためには、KGIから逆算した適切なKPIの設定が必要であり、あわせて、「曖昧性」を排除するため、「明確性」、「計量性」、「現実性」、「関連性（結果指向）」、「適時性（期限）」の5つのポイントを意識した設定が必須であると考えます。

第2次糸魚川市総合計画で設定されていた各KPIは、KGIを達成するために適切であったか、伺います。

(4) 第3次糸魚川市総合計画（案）では、第2次糸魚川市総合計画の評価を経て、「曖昧性」を排除した適切なKPI設定の検討がされているか、伺います。

5、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルスのインド株は感染力が高く、従来のウイルスと比べて、約1.8倍に高まっ

たとの推計がされており、現在主流となっているイギリス株と、7月上旬には逆転し、7月末日には、8割程度に達すると試算されています。インド株が主流になることで、国内の流行規模がさらに大きくなるおそれがあり、感染症対策のさらなる徹底と、安心して利用できる飲食店支援が求められます。

(1) 令和3年6月11日から始まった、飲食店における「にいがた安心なお店応援プロジェクト」（新型コロナウイルス感染防止対策認証制度）の認証取得に向けた周知、相談体制、支援策を伺います。

(2) 多数の人が利用する公共施設等においても、感染リスクの高い状況を回避するため、令和2年3月に示された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解である、①換気を励行する（必要換気量／1人当たり毎時30立方メートルを満たす）、②人の密度を下げる、③近距離での会話や発声、高唱を避けること（共有物の適正な管理、消毒の徹底）が求められますが、市役所を始め公共施設等における対策状況を伺います。

6、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）について。

令和3年6月11日、「医療的ケア児支援法」が、参議院本会議において、全会一致で可決・成立しました。「医療的ケア児支援法」とは、医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止を目指す、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化した法律で、9月に施行予定です。地方自治体は、これまでの「努力義務」から、医療的ケア児への支援に「責務」を負います。

今後、都道府県ごとに、「医療的ケア児支援センター」が設立され、ワンストップで対応できるようになるとともに、各自治体に地方交付税として予算が配分される予定であり、保育園や学校での看護師や介護福祉士等の配置を行う必要があります。

医療的ケア児を取り巻く課題は、医療・福祉・教育・保育など多岐にわたるため、縦割りのままでは解決できないものであり、責務規定を果たすため、支援に係る施策を実施する体制と計画づくりが求められます。

(1) 令和3年度の医療的ケア等が必要な児童の状況を伺います。

(2) 令和3年3月に策定された糸魚川市ささえあいプランへの反映は、どのように進めていくのか、伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

加藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、指針に基づき作成した個別計画や、施設カルテを活用し、施設

の適正配置について検討を進めてまいります。

2点目につきましては、資産の有効活用に向けて、これまでも文部科学省のみんなの廃校プロジェクトなどを活用し、取り組んでまいりましたが、引き続き、有効活用に向けて、広く意見をお聴きしながら進めていきます。

2番目の1点目につきましては、県の制度改正に伴う最低制限価格等の見直しや建設業法改正に伴う管理技術者の選任義務の緩和などの変更を行いました。

2点目につきましては、国や県の制度改正などを受けて、庁内の技術系係長による検討を経て、競争入札選定委員会において決定しており、委員会は、副市長を委員長として、関係部・課長等10名で構成しております。

3点目と4点目につきましては、官製談合防止法違反等事案に関しての調査・入札制度、及び職員倫理の課題抽出、再発防止策の検討を目的として設置する官製談合再発防止対策検討委員会、いわゆる第三者委員会において、検討してまいります。

3番目の1点目につきましては、職員の行動規範や管理監督者の心構えなどを定め、職員に周知してまいりましたが、結果として、このような事件が起きてしまったことから、職員に対して周知の徹底と組織的対応の強化を図ってまいりたいと考えております。

2点目につきましては、第三者委員会において検討いただきます。

4番目の1点目につきましては、7月以降、総合計画審議会で、基本構想（案）の審議を行い、9月に中間答申をいただく予定としており、その後、パブリックコメントや議会の意見を踏まえ、本年11月に最終答申、12月議会へ提案を目指して、策定作業を進めております。

2点目につきましては、私の公約を織り込みながら、当市の重点課題である人口減少対策と人口減少社会への対応を進め、持続可能なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

3点目と4点目につきましては、第2次総合計画では、KGIを設定せず、各分野の施策ごとにKPIを定めるため、重点課題との関連性が分かりにくい指標もありましたので、第3次総合計画では、KGIを設定し、KPIとの関連性を意識しながら、現在、検討を進めております。

5番目の1点目につきましては、県の認証制度の相談は、新潟安心なお店応援プロジェクト事務局で受付しており、支援策として、施設改修等に対する補助制度を設けておりますので、市といたしましてもおしらせばんやホームページ等で周知をするとともに、商工会議所等と連携して、進めてまいります。

2点目につきましては、各施設において、定期的な換気、大声の会話を控える等のお願いを表示したり、消毒液を設置するなど、感染防止対策に努めております。

6番目の1点目につきましては、保健師が継続的に関わっている就学前の医療的ケア児は5人、また、小・中特別支援学校に通学する児童生徒のうち、医療的ケアが必要な児童生徒は5人で、計10人となっております、保育園、学校に看護師を配置させていただいております。

2点目につきましては、3月に策定したささえあいプランは、法の趣旨に基づき策定しており、医療的ケア児への支援として、途切れない相談や福祉、保健、医療機関との連携を図ることといたしており、引き続き、安心して、子供を産み育てられる社会の実現に向けて、取り組んでまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答

弁もありますのでよろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

それでは、1番、糸魚川市公共施設等総合管理指針に関して、2点伺います。

（1）公共施設の適正配置の目標として、2025年までに2015年の総延べ床面積の10%以上を縮減するとしていますが、糸魚川駅北大火の復興に伴う施設の増加等もあり、2020年の総延べ床面積は、逆に1.15%増加しています。今後、駅北エリアでの子育て支援施設の計画もある中、人口に応じて適正配置目標の最低ラインである2025年に10%以上縮減するという目標は、可能かどうか、お伺いします。

2番、続きまして、第3次行政改革令和3年の実施計画では、176施設に及ぶ施設カルテの活用促進と併せ、施設カルテの定期的な見直しと情報提供が、市民との合意形成に当たっても大事なポイントになると思いますが、現在ホームページで公表されている施設カルテは、平成30年4月1日時点のものであり、現在、いつの時点で更新が行われているのか、伺います。

また、更新に合わせ、市民が情報共有できるようホームページ等で随時公表をお願いするものがあります。

以上、2点についてお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

まず、1点目の目標のほうの設定に対するクリアが可能かどうかというご質問になりますが、先ほど議員おっしゃったように駅北大火等もございまして、施設の状況は、逆に今増えた状態ということで、今回、改定の中では、うたわせていただいております。

ただ、なので2025年までに10%というのは可能かどうかというのは、ちょっと難しい状況にあるのかなとは思いますが、今ほど申し上げましたカルテの関係、こちらのほうの見直しを本年度行政改革として取り組みまして、改定、見直しをする予定にしております。

また、その結果をもちまして、予算編成などにも活用いたしますし、今後の施設のほうの在り方、方針として大きく4点、適正配置、施設のマネジメント、長寿命化、財政負担の軽減・平準化というのが、大きな基本方針となっておりますので、それに向けまして、施設の在り方自体を検討のほう進めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

各施設を見ると、やはり地域が必要であったり等、なかなかやっぱり現実問題として進行するのは本当に大変だなという部分はありますし、やはり市民の理解と、そういった部分のトータル的な

検討の中で進めていくことが大事だと思いますので、随時やはりその施設カルテというのがすごくキーになるとと思いますので、今回、改定作業を含めて、今後生かしていただけてということですので、ぜひそういった市民への発信と、また、それを基に対応する場をつくっていただいて、一番いい形になるよう進めていただければと思います。

今1番項の2について、引き続き、質問させていただきます。

民間提案制度でございますが、やはりさらなる市有資産の有効活用に向けた取組をするためには、行政で先ほど言いましたが、情報や課題を抱え込まずにウィッシュリスト型の提案を受け付ける公有資産のリストを早い段階で公開することだったり、民間の自由闊達なアイデアを取り入れ、職員の意識改革につながり、また、民間事業が、リストの一覧から実施したい事業を選んで提案できる仕組みにより、官民連携による公共施設のイノベーションが図れると思いますので、ぜひ引き続き、民間提案制度の活用も検討いただきたいと思います。

この民間提案制度は、サウンディング型とウィッシュリスト型があつて、たしかキターレは、サウンディング型で進められたと思うんですが、その効果というか、そういった形で今のキターレのすばらしい運営がされていると思いますが、そのサウンディング型の民間制度と提案制度の効果と検証を、もしお答えできる範囲でいただければ、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

キターレのほうは、今指定管理という形で施設の運用のほうをさせていただいておりますが、活用の方は、活発に今していただいているのかなど。高校生ですか、そういった方も見えていらっしやるというお話は何っておるんですが、また、今後の施設の運用でしたり活用の方法で、議員ご提案の民間の活力の活用ということで考えてはおります。

ただ、まだちょっとそこまでいってない面と、一部、大紅屋というところを一応プロポーザルという形で募集した件がございましたが、ちょっと残念ながら実を結ばない状態でございます。これにめげずに、施設のほうは、まだ活用できる施設というのは、まだ残っておりますし、廃校等もございますので、そういったものについてはこれからも民間のほうのアイデア等考えながら、活用を進めてまいりたいと思いますし、本当に実際の在り方のほう、検討のほうも進めていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

ありがとうございました。引き続き、お願いいたします。

それでは、2番、糸魚川市入札・契約制度について、お伺いいたします。

納税者の求める4つの条件である透明性、競争性、客観性、公平性を確保するため、競争入札方式による発注した全ての建設工事等について、入札方式別に発注機関別、また、市内・市外業者別

の平均落札率の公表などが可能かどうか、また、そういった考えはお持ちかどうかお伺いいたします。

また、地方自治法の第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されています。

行財政の厳しい状況の中、先ほどの公共施設の適正配置の課題を抱える本市としても、入札制度でも最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、多様な観点から検討・改善を求めるものでございます。お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思っております。入札制度の改定等、制度改正につきましては、毎年、糸魚川市の場合は県の入札制度に準拠している関係もございしますが、毎年必ず何点かは改善のほうに向けて、制度改正のほうの取組をまいりました。

あわせて、国のほうでも、やっぱり公表という面にも力を入れておまして、糸魚川市の場合、入札終わった事後公表という形で、入札の内容については公表のほうをしてくいております。これからもそういった面では、今回の件もございしますし、入札制度につきましては、改めまして改善に向けての考えを持ちまして、進めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

先ほどの今の制度改正の方向に、やはり経済状況や建設業の現状、また、抱える課題等、また要望等も応えられる分があれば適切に伝えていただいて、発注者、受注者ともに適正に運営していけるような関係づくりもお願いしたいと思っております。

続きまして、3番の官製談合事件の再発防止における糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針について、お伺いします。

一応、第三者委員会のほうの中でというお話もございましたが、現在、糸魚川市では、新型コロナウイルス感染対策本部と来海沢の地滑り災害対策本部が立ち上げられております。

また、不祥事防止のための行動指針には、自治体における危機は、津波や地震などの自然災害が代表的なものだけですが、職員の不祥事とは、住民からの批判や信頼感を失墜させるような行為を自治体自身が行うということで、重大な自治体の危機ですとあります。

改めて危機意識を持ち、行政として市民の信頼回復に向けた原因の徹底究明と併せ、全庁的な再発防止の迅速的な立ち上げを求めます。また、各部署での管理監督者が、常に問題意識を持ち、今ほど対応をご協議いただいている部分を徹底を図り、職員が不祥事を起こさない、起こさせない職場環境の整備を求めるところでございます。

こちらは意見として述べさせていただきます。お答えできるのであれば、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、このたびは重大な事故が発生いたしまして、行動指針に示されたとおり、職員一人一人の行動規範を守る管理監督者としての責任を持って、職場環境の整備を図る。この2点について、今まで示しておいたところではございますけれども、やはりその部分だけでは補い切れなかった部分もあると感じております。そのことから、やはり組織的に取り組む体制が必要であるというふうに今考えておりますので、今後、設置されます第三者委員会のご意見も踏まえまして、新たな取組について構築してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

ぜひお願いいたします。

それでは、次、続きまして、4番、第3次糸魚川市総合計画の策定について、お伺いします。

こちらの会議録の中では、第1回、第2回ともコロナ禍の影響が、まだ見定められないということで、その部分は1回置いてというような部分もございましたが、第3回の会議では、その部分をしっかりと対応されるかどうか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺企画定住課長。〔企画定住課長 渡辺孝志君登壇〕

○企画定住課長（渡辺孝志君）

お答えします。

総合計画審議会、昨年、立ち上げまして2回やりました。非常にコロナ禍の中で、大勢の人間が集まってくるということで2回にとどめました。第3回につきましては、今計画では、7月に3回目を予定しまして、これからちょっと加速していくという方向で、今考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

ぜひやっぱりこれからは、ポストコロナという時代で、このコロナ禍の対応を抜いて、やはり総合計画も進まないと思いますので、ぜひその部分をしっかりと対応させていただきたいと思います。

また、先ほど第2次では、やはりKGIが設定されてなかったというところで、なかなか一般の方から見てもどういった方向でという部分で分からない部分もあったかと思いますが、第3次ではしっかりと対応していただけるということで、こちらも引き続きお願いしたいと思いますが、こち



らもまた、基本計画を立てる部分が、また大事になっております。こちらのほうを見ると、市庁舎内の庁内策定委員会のようなものの中で、この計画をもんでいるということですが、その構成状況とか、やはり課題を見ると女性の社会進出や、そういった就業率の部分で、糸魚川はまだまだ足りないという部分で、そういった女性の意見も届くような構成になっているかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺企画定住課長。〔企画定住課長 渡辺孝志君登壇〕

○企画定住課長（渡辺孝志君）

お答えします。

総合計画の庁内と今、議員は言われましたが、総合計画審議会というふうに捉えさせてください。附属機関で審議いたしております。こちらのほうの審議会は、27人で構成されてまして、そのうち女性が10人という形で、各種いろんな団体の方から、年齢も多世代にわたって構成して、今進めているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

続きまして、第2次計画では、30年先の持続可能なまちづくりということで、第1回の会議のときに配付された資料で、糸魚川市の現状という部分があるんですが、これを見ると人口の展望でいくと2040年頃には生産年齢人口と高齢人口がほぼ同等となりまして、2045年には逆転をして、生産年齢人口は1万389人、総人口は2万4,201人までに人口減少してしまうというところで、やはり行政規模でいくと3万から5万の行政規模と、やはり1万から3万の行政規模では、やはりそこでの進め方等も変わってくると思いますので、そういった意味で、この第3次計画がある程度どの時点のまちづくり、また、行政の規模をイメージして進められているのか、その目標の先ほどの期限性ということもございしますが、大体何年頃にちゃんと持続可能なまちづくり体制を目指しているのか、もし分かれば、今の段階で分かれば教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺企画定住課長。〔企画定住課長 渡辺孝志君登壇〕

○企画定住課長（渡辺孝志君）

お答えします。

今、計画の見据えている先だと思います。計画期間は、第3次も7年という形で昨年の総務文教常任委員会でお話しさせていただきました。

ただ、これから今、議員のほうで、もう先行されて2040年とか2045年という形で推計を言われましたが、やはり持続可能なまちづくりということでもありますので、計画期間は7年なんですけど、やっぱり人口推計のほうはやっぱり2040年とか、2060年まで遠いんですけども、40年、45年、そこら辺のスパンを見ながら、今のこのまちの状況を踏まえた取組を想定して、

考えていく必要があるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

これは本当に糸魚川だけの課題ではなく、日本全国の自治体が抱える課題の中で、当市だけが人口が増えるということは確かに厳しい中で、今皆さんご存じのとおり、交流人口や関係人口を通して、またふるさと納税などを通して、そうした減の部分の補おうというところだと思います。

また、私から1つ提言したいのは、後は活動人口という部分で、例えば現在100人のまちで20人、地域活動やボランティアをしている人たちがいれば、今後20%削減、80人に減って、今まで2割だった活動をした方が38%に増えれば、80人なんですが、活動されてる方が30名になるということで、人口は確かに減りますが、そういった地域は輝いて見えますし、そういった部分では、ほかからも移住してみたいとか定住してみたい、またそういった拠点化の部分での1つにしてみたいという部分も出ますので、そういった市民の活動参加を促すような部分で、ちょっと実際、糸魚川市の活動人口比率がどれくらいかというのはなかなか見えないところはあるんですが、そういった部分の視点も入れながら、これからは間違いなく行政はダウンサイズする中で、行政サービスとか公共サービスをしていくのは、やっぱり市民社会サービス側の民間の力を借りなければいけないと思いますので、そういった視点でなかなか指標取りは難しいと思うんですが、そういった活動人口比率みたいなどころの部分も、今後、検討いただきたいなという部分でございます。これはちょっと意見ということで、お願いいたします。

続きまして、5番項の新型コロナウイルス感染対策に移らせていただきます。

こちらの申請のほうなんですが、セルフチェック事項が45項目もありまして、その中で認証課題になるのが、施設・設備の衛生管理の徹底のところ、先ほどありました必要換気量、1人当たり毎時30立方メートル確保することということで、これなかなか民間の飲食店で積算して、換気量は、じゃあ150立方メートルだからお客さんは3名とか、そういったのをなかなか算出しなければいけないんですが、そういった部分のハードルがちょっと高過ぎて、なかなか糸魚川市で認証が進まないんじゃないかという部分を危惧しております。

また、実測値で風速計の熱線式のやつを測って計算する方法もあるんですが、そういった風速計も、なかなかふだん皆さんも見たことないと思うんですが、値段も2万から5万円等のもものもございまして、そういった部分で県のほうに、よく二酸化炭素の濃度計で大体1,000PPMを基準にして運用しなさいとかという部分があると思うんですが、そういった今後の、ちょっとハードが高いんで下げてほしいという部分と、これは今回飲食店なんですが、宿泊業もやはり同じく影響を受けている中で、ぜひ山形等のように宿泊の部分のそういった認証制度も検討いただきたいということで、市からもそういった、まず飲食店の要望を聞きながら、県のそういった部分にも要望していただければなと思いますが、もし答弁いただけるような部分がありましたら、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

今、議員のおっしゃるように県の認証基準につきましては、チェック項目が45項目あります。その中で、換気設備による必要換気量ということで、1人当たり毎時30立米を確保することという項目があります。

ただ、これにつきましては、チェック項目が選択制になっておりまして、換気設備のないところは、窓の換気による定期的な換気による換気でもいいということで、いずれかを満たせばいいということになっております。

ただ、おっしゃるように換気設備がある場合には、一定の計算式によって計算する必要があり、それをクリアするということが必要であります。この県の制度のQ&Aにも記載されておりますけれども、もし分かりづらい場合には、当然、市なり商工会議所、商工会なりも相談に乗らせていただくところではありますが、県の事務局においても、この認証に適合するよう指導等を行うことということになっておりますので、ぜひこの機会になるべく多くの店舗から申請いただき、また、認証いただいて、誘客に活用いただければというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

ぜひ飲食店の方の不安も取りながら、そういった認証を受け、そういったことによって私ども、お店を利用しやすくなったり、そういった部分でコロナ禍であっても経済を回すような仕組みが出来上がっていくと思いますので、引き続き、そういった支援等も含めてお願いいたします。

また、ちょっと今事前には、若干2番項に関連してなんですが、今、公共施設のコロナ対策ということで、本日、消防長も来られておりますので、避難所に対する感染対策のお話しできるような現状とかの部分があれば、お聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

小林消防長。〔消防長 小林正広君登壇〕

○消防長（小林正広君）

お答え申し上げます。

コロナ禍における避難所の対策ということで、当然、通常は体育館なりそういったところで考えたときに、1人当たり何平米という形で基準を設けながら収容人数を決めたりしております。これをコロナ禍によりまして、その面積を3倍くらい広く取って、収容人数を抑える。あるいは一人一人の間隔を通路を設けて離すとか、あと換気する。あと中の動線を考える。あんまり人がぶつからないように、うまく一方通行で回るとか、そういったような形で避難所の設営を考えております。施設によって、そういうふうに完璧にできるところと、また、大きさによっても違いますので、それぞれの施設に応じて、そういった対策を取るということで計画しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

ぜひコロナが怖くて避難するのが遅れたとか、そういうことがないように、そういった部分でもしっかり市民に対策してるので安心して避難通知が出たときには、すぐ避難していただけるようにしていただければと思います。

続きまして、6番項になります。医療的ケア児支援法についてでございます。

これは行政だけではなくて、こちら法律の第5条には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を要するというので、今後、教育委員会に対しても大きな部分が出てくると思うんですが、今後の施行が9月ということで、これから検討されることになると思うんですが、私が調べた中で、今、千葉県の松戸市が、もう既に平成23年から医療的ケアの必要な児童に看護師の配置を行っておりまして、平成30年度の数字なんですけど、小中学校合わせて6校に6名の医療的ケア児が在籍しているそうです。そこに11名の看護師を配置、そういった中で進める中で、やはり公立学校に対応した医療的ケアガイドラインやヒヤリハット集、看護師のQ&Aを作成したり、また、受入れ側のサポートも進めているということで、こちらのほうも先進事例ということで参考にしながら進めていただきたいんですが、今後そういった中で教育委員会として、もししっかりと対応を含めてしていただける部分と、そういった部分の対応をお願いしたいということで、もし答弁があればお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

今ほど議員のほうから先進事例を伺いましたけども、糸魚川市でも既に学校においては、ひすいの里特別支援学校が中心になりますけれども、学校で5名の医療的ケアが必要なお子さんが通学しておりまして、3名の看護師を配置して、対応しております。このほか保育園のほうもやっぱり医療的ケア児が何名かおりますので、2名の看護師を配置して、対応しているところであります。

法律の施行によって、また検討しなければいけない事項もあるかと思っておりますけれども、今後、教育委員会内で検討してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

9月の施行になりますと、そういったサービスの部分の単価の部分も増額していただけるようなこともありますので、ぜひまた前向きにさらに充実したものになるよう進めていただきたいと思いますし、あと本日、私も認知症サポーターの研修を2日前に受けたんですが、やはりこういったことを理解する、今度、生徒が周りのほう、そういった部分も認知症も20年前ぐらいは、まだ皆さん特別な部分がありましたが、今85歳以上の4人に1人という時代になりまして、そういった支

えが大切な時代に来ております。そういった部分で医療的ケア児に対する部分も、特に学校で一緒にいる生徒さんやそういった部分、また、私達、大人の部分もこういった認知症サポーターのような状況が、キャラバンをやったり研修会をして、皆さんが特に何かするという部分ではなくて、しっかりとご本人、またご家族に寄り添えるような理解した糸魚川であってほしいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと最後1点になりますが、ちょっと今回状況聞きますが、このささえあいプランにちょっと数字が記載がなかったようなので、その点だけ聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

前回のささえあいプランの中では、医療的ケア児の数というのは掲載しておりましたが、今回の改定された部分につきましては、数字が記載されておらず、先ほど市長答弁の形でご報告させてもらったとおりでございます。今後、またささえあいプランの改定時には、こういった部分につきましても大切な部分だと捉えておりますので、適切に対応してまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。

○9番（加藤康太郎君）

総合計画の部分も最上位計画と申しますが、私、やはり糸魚川市民憲章が、糸魚川市民の最終的に目指す部分でございます。糸魚川市民憲章にあるとおり、お互いの絆を大切にし、思いやり輪を広げるような優しい糸魚川であってほしいと思っております。

以上で、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、加藤議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時半といたします。

〈午後2時20分 休憩〉

〈午後2時30分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕